7.4　国際連合は、任務に特有の研修教材であって、国際連合行動基準、任務に特有の規則並びにハイチ及びドミニカ共和国の関連の法律及び規則に関するものを国の部隊に引き続き提供する。さらに、国際連合は、配備前研修を補完するため、十分かつ効果的な就任研修及び任務期間中の研修を実施する。

7の3　規律

7.5　政府は、ＭＩＮＵＳＴＡＨに派遣されている間の国の部隊の全ての隊員の規律及び秩序について国の部隊の長又は国際平和協力本部事務局長が責任を有することを確認する。このため、政府は、国際連合行動基準、任務に特有の規則並びに二千四年七月九日にポルトープランスにおいて作成されたハイチにおける国際連合活動の地位に関する国際連合とハイチ政府との間の協定に従ってハイチ及びドミニカ共和国の関連の法律及び規則を尊重する義務の遵守を確保するため、国の部隊の長及び国際平和協力本部事務局長が国の部隊の全ての隊員の規律及び秩序を維持するため必要な権限を有し、かつ、あらゆる合理的な措置をとることを確保することを約束する。

7.6　政府は、日本国の関連の法律及び規則に従うことを条件として、国の部隊の長及び国際平和協力本部事務局長がＭＩＮＵＳＴＡＨ司令官に対し国の部隊の隊員の規律及び秩序に関する重大な事項（国際連合行動基準若しくは任務に特有の規則の違反又はハイチ若しくはドミニカ共和国の関係法令を尊重しないことに対してとられた懲戒措置を含む。）を定期的に通報することを確保することを約束する。

7.7　政府は、国の部隊の長が国の部隊の全ての隊員の規律及び秩序の維持のための責任を適切に遂行するための十分かつ効果的な配備前研修を受けることを確保する。

7.8　国際連合は、国の部隊の長が任務に着任する際に、国際連合行動基準、任務に特有の規則並びにハイチ及びドミニカ共和国の関連の法律及び規則について当該国の部隊の長に対する研修の会合を開催することにより、政府が3に定める要件を満たすことを支援する。

7.9　政府は、国の部隊の隊員に十分な厚生施設及び娯楽施設を提供するため、附属書Ｃに掲げる厚生及びインターネットへのアクセスに関する支払金を使用する。

7の4　調査

7.10　政府が国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為の容疑を調査する主要な責任を有することが了解される。

7.11　政府は、国の部隊の隊員が重大な不当行為を行ったことを示す一応十分な根拠を有する場合には、国際連合に対して遅滞なくこれを通報し、及び調査のためにその事案を政府の適当な当局に送付する。

7.12　国際連合は、国の部隊の隊員が不当行為又は重大な不当行為を行ったことを示す一応十分な根拠を有する場合には、政府に対して遅滞なくこれを通報する。国際連合は、重大な不当行為の事案について、証拠を保全する必要がある場合において、政府が事実究明の手続を行わないときは、必要に応じ、政府に対して当該事案について通報した上で、政府が独自の調査を開始するまでの間、事項の予備的な事実究明の調査を開始することができる。これに関連し、当該予備的な事実究明の調査は、国際連合の適当な調査部局（内部監査室を含む。）によりその組織の規則に従って行われることが了解される。当該予備的な事実究明の調査には、調査チームの構成員として政府の代表者が含まれる。国際連合は、政府の要請に基づき、当該予備的な事実究明の調査の完全な報告書を政府に対して遅滞なく提供する。

7.13　政府が、できる限り速やかに、国際連合による通報の後、遅くとも十執務日以内に、重大な不当行為の容疑に対する独自の調査を開始することを国際連合に通報しない場合には、政府は当該調査を実施する意思又は能力がないとみなされ、国際連合は、必要に応じ、当該重大な不当行為の容疑に対する行政的調査を遅滞なく開始することができる。国の部隊の隊員に対する国際連合による当該行政的調査については、当該隊員に対して国内法及び国際法により与えられる適正な手続に係る法的権利を尊重する。政府が代表者を派遣する場合には、当該代表者は、調査チームの構成員に含まれる。もっとも、政府が独自の調査を開始することを決定した場合には、国際連合は、政府に対しその事案に関する全ての入手可能な資料を遅滞なく提供する。国際連合は、国際連合の行政的調査が終了した場合には、政府に対し当該行政的調査の結果及び当該行政的調査の過程で得られた証拠を提供する。

7.14　政府は、日本国の関連の法律及び規則に従うことを条件として、国の部隊の隊員による重大な不当行為の容疑に対する国際連合の行政的調査において、国の部隊の長又は国際平和協力本部事務局長に対し、協力並びに資料及び情報の共有を指示することに同意する。政府は、日本国の関連の法律及び規則に従うことを条件として、国の部隊の長又は国際平和協力本部事務局長を通じて国の部隊の隊員に対し、当該国際連合の行政的調査への協力を指示することを約束する。

7.15　政府が独自の調査を開始し、及び事項の調査のために一人以上の調査員（以下「国家調査員」という。）を特定し、又は派遣することを決定した場合には、政府は、国際連合に対しその決定（関係する国家調査員を特定する事項を含む。）を速やかに通報する。

7.16　国際連合は、国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為の容疑の調査を実施する政府の適当な当局（国家調査員を含む。）に十分に協力し、並びに資料及び情報を共有することに同意する。

7.17　国際連合は、国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為の容疑の調査の実施を容易にするため、政府の要請に基づき、当該調査を実施している政府の適当な当局（国家調査員を含む。）が、ＭＩＮＵＳＴＡＨを支援するため要員を提供している他国政府及び任務地域又は受入国の権限のある当局（以下「受入当局」という。）と連絡することについて協力する。このため、国際連合は、受入当局から同意を得るための全ての可能な措置をとる。政府は、国の部隊の隊員以外の被害者又は証人へのアクセス及び国の部隊の所有又は管理下にない証拠の収集又は確保のための事前許可を受入当局から取得することを確保する。

7.18　国家調査員が任務地域又は受入国に派遣された場合には、当該国家調査員は、調査を主導する。この場合において、国際連合の役割は、政府の要請に基づき、例えば、証人の特定及び面会、証人の陳述の記録、文書及び法廷で用いられる証拠の収集並びに行政上及び業務上の支援の提供に関し、当該調査の実施について当該国家調査員を支援することである。

7.19　政府は、政府の適当な当局（国家調査員を含む。）が実施した国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為の容疑に対する調査の結果を、日本国の関連の法律及び規則に従うことを条件として、国際連合に対して提供する。

7.20　国家調査員が任務地域又は受入国に配備された場合には、当該国家調査員は、当該任務地域又は受入国において、国の部隊の隊員である場合と同一の法的地位を享有する。

7.21　国際連合は、政府の要請に基づき、任務地域又は受入国において国家調査員に行政上又は業務上の支援を提供する。国際連合（通常は平和維持活動局）が国家調査員の立会いを要請する場合において、政府が財政上の支援を要請するときは、国際連合事務総長は、その権限に従い、国家調査員の配備に対して適宜財政上の支援を提供する。国際連合は、重大な不当行為の事案及び危険性が高く複雑な事項の事案について、政府に対し国家調査員の配備を要請する。

この7の4の規定は、国の部隊の隊員の不当行為又は重大な不当行為を調査する政府の主権的権利を害するものではない。